9　この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c)　他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d)　当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十八条　外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条　効力発生

1　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　日本国については、

(i)　課税期間に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間の租税

(ii)　課税期間に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b)　ベルギーについては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に貸記され、又は支払われる所得

(ii)　所得に対するその他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間の所得

(iii)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる課税事象に係る租税

3　千九百六十八年三月二十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約（千九百八十八年十一月九日にブリュッセルで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書及び二千十年一月二十六日にブリュッセルで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書による改正を含む。）（以下「旧条約」という。）は、2の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約の適用の日以後、適用しない。

4　旧条約は、この条の規定に従って適用される最後の日に終了する。

5　この条約の効力発生の時において旧条約第二十条の規定により認められる特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

第三十一条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a)　日本国については、

(i)　課税期間に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間の租税

(ii)　課税期間に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b)　ベルギーについては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に貸記され、又は支払われる所得

(ii)　所得に対するその他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間の所得

(iii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる課税事象に係る租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十六年十月十二日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
岸　信夫

ベルギー王国のために
ベルギー連邦政府
ギュンテル・スレーワーゲン
フラマン語共同体政府
ヘールト・ブルジョワ
フランス語共同体政府
ルディ・ドゥモット
ドイツ語共同体政府
ギュンテル・スレーワーゲン
フランダース地域政府
ヘールト・ブルジョワ
ワロン地域政府
ポール・マニエット
ブリュッセル首都圏地域政府
ルディ・ヴェルヴォールト

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第二十五条3の規定に基づき両締約国の権限のある当局の間で成立する一般的な合意は、条約の解釈及び適用において考慮されることが了解される。